

## 組織權限規定

## 1. 目的

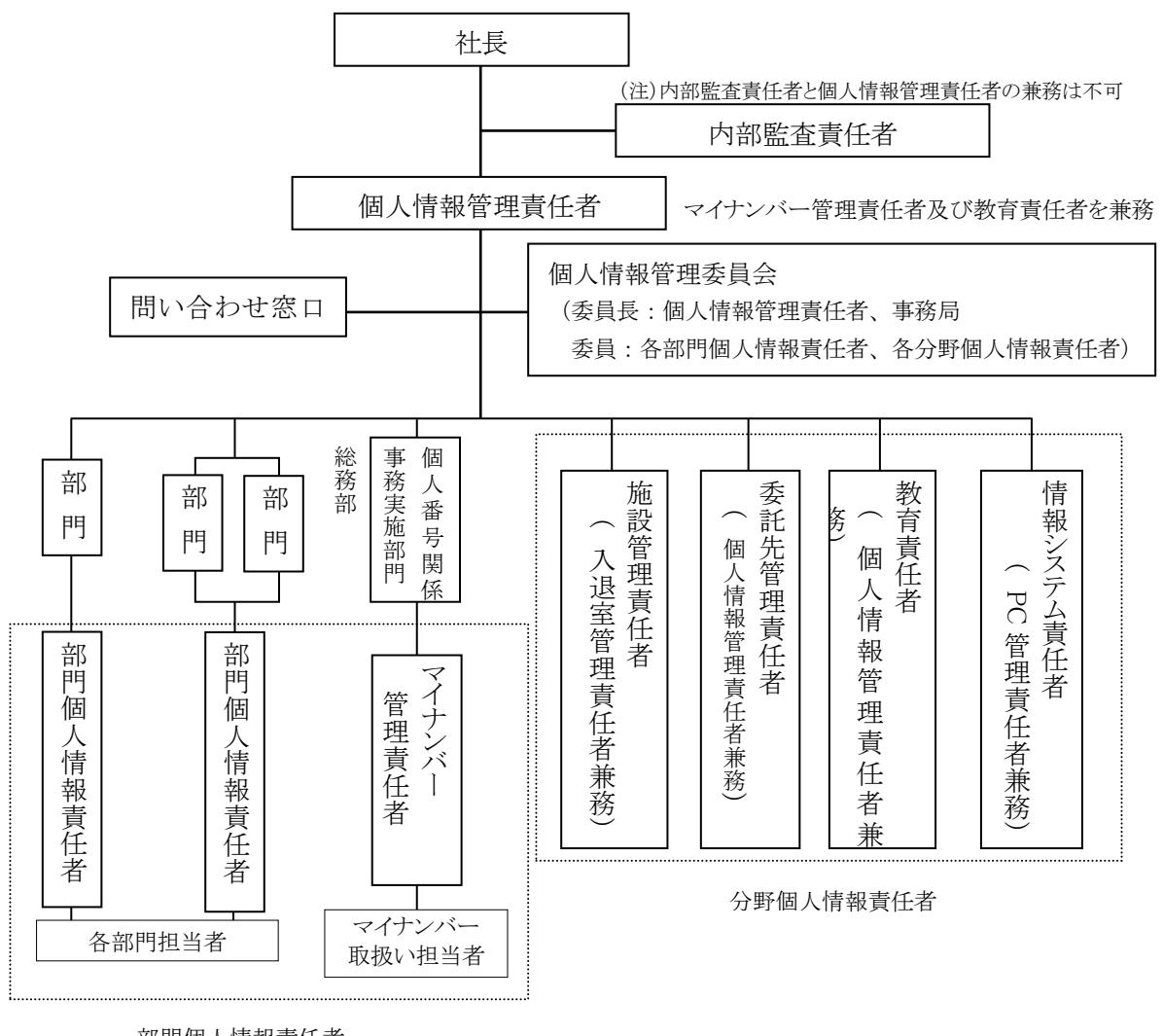
PMS を構築し、運用、改善を行うための組織と責任・権限を規定する。本規定には、番号利用法の定める個人番号関係事務を実施するための体制及び責任・権限を含む。

## 2. 責任

個人情報保護に関する最高責任者は社長とする。社長は、PMS を構築し、運用、改善を行うために、組織体制と責任・権限を定め、役員および従業員に周知徹底をする。

### 3. 体制

PMS の体制を下記の通りとする。各構成員の責任と権限を次ページの表に示す。



部門個人情報責任者

個人番号関係事務を行う範囲及び実施部門を次の通りとする。

税務関連手続き（年末調整、源泉徴収票、支払調書等）・・・総務部

社会保障関連手続き（雇用保険、健康保険、厚生年金保険等）・・総務部

## 構成員の責任と権限

構成員	責任と権限
社長	PMS を構築し、推進に必要な体制と資源を提供する。PMS に対し、最高権限を持ち、社外に対する最高責任者として行動する。会社内部より個人情報管理責任者を指名し、PMS の実施及び運用を、また内部監査責任者を指名し、内部監査の責任と権限を他の責任に係りなく与え、業務を行わせる。
個人情報管理責任者 (兼マイナンバー管理責任者、兼教育責任者)	マイナンバーを含む PMS の統括責任を持ち、全社を統率し、適切、効果的なシステムの構築、運用、改善を主導する。PMS に関する文書を管理提供し、教育責任者として従業者に理解させ、遵守させるための教育を行う。PMS の見直し及び改善のために、社長に運用状況を報告する。セキュリティ事故（情報システム外の事故）の発生時、緊急対応者となる。
個人情報管理委員会	個人情報管理委員会は、PMS の日常的な活動について、各部門の課題及び全社的課題の調整及び検討の場となる。検討結果を踏まえ、PMS の適切で効果的な実行について社長に提案、報告する。
内部監査責任者及び内部監査員	内部監査責任者は、内部監査員を統率し、定期的または臨時に、PMS が遵守されていることを確認するために内部監査を実施する。その結果を社長及び個人情報管理責任者へ報告する。内部監査責任者及び内部監査員は PMS に関する監査権を持つ。
情報システム責任者	情報システム責任者は情報システム・ネットワークの管理責任を持ち、その技術的な側面から PMS の構築、運用、改善について、個人情報管理責任者を補佐する。情報システム・ネットワークの技術的な側面での情報収集、判断、提案を行う。会社の方針の元で、情報システムの技術的な面での具体的な決定権を持つ。セキュリティ事故（情報システムに係わる事故）の発生時は緊急対応者となる。
問い合わせ窓口	本人からの苦情及び相談、並びに問い合わせに応じる窓口を設ける。顧客（本人）に応じて、担当する個人情報責任者が速やかに対応する。
部門個人情報責任者 (部門責任者)	自部門の個人情報の管理責任を持つ。自部門内従業者に関係規定を理解させ、守らせるための指導及び監督を行う。新たな、または変更する個人情報について、自部門の個人情報管理規定を制定、改訂を起案し、個人情報管理責任者に報告する。
従業者	個人情報保護の重要性を理解し、自身の役割及び責任を自覚し、規定・手順を遵守した業務を遂行する。個人情報の事件・事故及びその兆候の検出に務め、部門個人情報責任者に対して迅速に報告を行う。
マイナンバー管理責任者	マイナンバーの取扱いに係る責任者で、マイナンバー取扱担当者及び従業者を率いて本規程に則った活動を推進させる責任がある。 また、マイナンバー取扱担当者及び従業者にマイナンバーの適正な取扱いについて周知する責任がある。
マイナンバー取扱担当者	マイナンバーを取扱う事務を行う従業者で、本規程を理解し、順守した取扱いを行う責任がある。従業者に対してマイナンバーに関する知識、取扱いを周知し、マイナンバーに係る事務を円滑に進める責任がある。

以上